

III 用語の解説

1 事業所

経済活動が行われている場所ごとの単位で、原則として次の要件を備えているものをいう。

- (1) 一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること。
- (2) 従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていること。

2 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 小売業者または他の卸売業者に商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量または多額に販売する事業所
- (3) 主として業務用に使用される商品〔事務用機械および家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）など〕を販売する事業所
- (4) 製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理事務のみを行っている事業所を除く）
例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所とする。
- (5) 商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は、修理業とせず卸売業とする。
- (6) 主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理または仲立を行う事業所（代理商、仲立業）。「代理商、仲立業」には、一般的に、買継仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

3 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

- (1) 個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）または家庭用消費者のために商品を販売する事業所
- (2) 産業用使用者に少量または少額に商品を販売する事業所
- (3) 商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所
なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業〔大分類R－サービス業（他に分類されないもの）〕とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。
- (4) 製造小売事業所（自店で製造した商品をその場所で個人または家庭用消費者に販売する事業所）
例えば、菓子店、パン屋、豆腐屋、調剤薬局など。
なお、商品を製造する事業所が店舗を持たず通信販売により小売している場合は、製造業〔大分類E〕に分類される。

(5) ガソリンスタンド

(6) 主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売または通信・カタログ・インターネット販売の事業所など）で、主として個人または家庭用消費者に販売する事業所

(7) 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

4 単独事業所

他の場所に同一経営の本店、支店、支社、営業所などを持たない事業所（1企業1事業所）をいう。

5 本店

他の場所に同一経営の支店、支社、営業所などがあって、それらのすべてを統括している事業所をいう。

なお、本店の各部門がいくつかの場所に分かれているような場合は、社長などの代表者がいる事業所を「本店」とし、他の事業所は「支店」とする。

6 支店

他の場所にある本店などの統括を受けている事業所をいい、支店、支社の名称をもつ事業所のほか、営業所、売店、出張所、企業組合の販売所などの名称で商品の売買を主として行っている事業所を含む。

また、上位の本店などの統括を受ける一方、下位の事業所を統括している中間的な地域本店なども支店とする。

7 開設時期

令和3年6月1日現在で所在している場所において、事業を始めた時期とする。

8 従業者および就業者

令和3年6月1日現在で、当該事業所の業務に従事している従業者、就業者をいう。

従業者とは「個人業主」、「無給家族従業者」、「有給役員」および「常用雇用者」の計をいい、就業者とは従業者に「臨時雇用者」および「送出者」を合わせ「出向・派遣受入者」を除いたものをいう。

(1) 個人業主

個人経営の事業主で実際に事業所を経営している人をいう。

(2) 無給家族従業者

個人業主の家族で賃金・給与を受けず、常時従事している人をいう。

(3) 有給役員

法人、団体の役員（常勤、非常勤を問わない）で給与を受けている人をいう。

なお、重役や理事であっても、事務職員、労務職員を兼ねて一定の職務に就き、一般職員と同じ給与規則によって給与を受けている人は、「常用雇用者」に含まれる。

(4) 常用雇用者

「無期雇用者」および「有期雇用者(1か月以上)」に分けられる。

(5) 無期雇用者

常用雇用者のうち、雇用契約期間を定めずに雇用されている人(定年まで雇用される場合を含む。)をいう。

(6) 有期雇用者(1か月以上)

有期雇用者のうち、1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

(7) 臨時雇用者(有期雇用者(1か月未満、日々雇用))

有期雇用者のうち、1か月未満の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいう。

(8) 送出者

有給役員、常用雇用者、臨時雇用者に該当する人のうち、労働者派遣事業の適正な運営の確保および派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)(以下「労働者派遣法」という。)でいう派遣労働者のほかに、在籍出向など当該事業所に籍を置いたまま、他の会社など別経営の事業所で働いている人をいう。

(9) 出向・派遣受入者

労働者派遣法でいう派遣労働者、在籍出向など別経営である出向元に籍がありながら当該事業所に来て働いている人をいう。

9 年間商品販売額(法人組織の事業所のみ)

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいう。したがって、土地・建物などの不動産および株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

商品売買に関する仲立手数料収入を除く卸売の商品販売額に小売の商品販売額を加えることにより算出した。

10 その他の収入額(法人組織の事業所のみ)

令和2年1月1日から令和2年12月31日までの1年間の商品販売に関する修理料および仲立手数料、製造業、飲食部門、サービス業などの商業活動(商品販売額)以外の事業による収入額を合計したもの。

11 商品販売形態(法人組織の小売業のみ)

販売形態区分は、次のとおり。

(1) 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞きおよび自動車等の移動販売も含む。

(2) 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。仮設会場での展示販売も含む。

(3) 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

(4) インターネット販売

インターネットにより購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

(5) 自動販売機による販売

卸売業、小売業の事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

(6) その他

生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売および上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

1.2 売場面積（法人組織の小売業のみ）

令和3年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等、また、他に貸している店舗（テナント）分は除く。）をいう。

ただし、牛乳小売業（宅配専門）、自動車小売業（新車・中古）、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業（宅配専門）の事業所については売場面積の調査を行っていない。